

仕様書案

1. 事業名

令和5年度石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業（石油精製プラント等の事故調査）

2. 事業目的

本事業は、石油精製プラント等における高圧ガスに係る事故等（以下、「事故」という。）について調査を行い、情報整理するとともに、保安対策上広く展開することが有用と認められるものについて、原因及び類型化の調査を行い、再発防止のための効果的な対策を講じ、教訓を加えてその内容を周知すること等により、高圧ガスに係る公共の安全の確保を図ることを目的とする。

また、高圧ガス認定（完成・保安）検査実施者に対しては、認定検査実施者告示等の認定基準に則した保安管理システムの確立及び継続的改善の状況、パフォーマンス向上状況等の観点から調査を行い、指摘や助言等の情報提供を行うことにより事業者の保安管理システムの改善及び自主保安活動の向上を促し、事故災害を未然に防止に資することを目的とする。

3. 事業内容

事業内容の詳細については、経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室（以下「国」という。）に相談し了解を得た上で、決定することとする。

1) 高圧ガス事故の情報整理及び内容分析

- (1) 高圧ガス保安法第74条第4項の規定に基づき都道府県知事等から経済産業大臣に報告された事故情報（別添1：高圧ガス事故等調査報告書）又は国からの指示に基づくもののうち、令和5年（1月から12月）に発生した事故情報の提供を国から受け、各月分の事故情報ごとに高圧ガス保安法事故に分類し、情報整理を行い、月報として、次の各表に取りまとめた上、毎月、国に報告する。月報については、次のアドレスを参照のこと。なお、事故情報を受ける都度、その情報に不備等があれば国へ連絡すること。

(参考)

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/20220804_hp_jiko_1.pdf

表1 高圧ガス事故統計集計表

表1-1 高圧ガス事故統計集計表（災害）

表1-2 高圧ガス事故統計集計表（喪失・盗難）

表2 高圧ガス保安法関係事故件数の推移（直近20年間及び最近6年間、以下同様）

表2-1 高圧ガス保安法関係事故件数の推移（災害）

表2-2 高圧ガス保安法関係事故件数の推移（喪失・盗難）

表3 高圧ガス事故の原因別による分析

表3-1 高圧ガス事故の原因別による分析（災害）

表 3－2 高圧ガス事故の原因別による分析（喪失・盗難）

表 4 製造事業所の業種別事故件数

表 4－1 製造事業所の業種別事故件数（災害）

表 4－2 製造事業所の業種別事故件数（喪失・盗難）

表 5 製造事業所事故の原因別による分析

表 5－1 製造事業所事故の原因別による分析（災害）

表 5－2 製造事業所事故の原因別による分析（喪失・盗難）

表 6 移動中事故の物質名による分析

表 6－1 移動中事故の物質名による分析（災害）

表 6－2 移動中事故の物質名による分析（喪失・盗難）

表 7 移動中事故の原因別による分析

表 7－1 移動中事故の原因別による分析（災害）

表 7－2 移動中事故の原因別による分析（喪失・盗難）

表 8 消費先事故の物質名による分析

表 8－1 消費先事故の物質名による分析（災害）

表 8－2 消費先事故の物質名による分析（喪失・盗難）

表 9 消費先事故の原因別による分析

表 9－1 消費先事故の原因別による分析（災害）

表 9－2 消費先事故の原因別による分析（喪失・盗難）

表 10 製造事業所、移動中、消費に係る事故以外の事故の取扱状態による分析

表 10－1 製造事業所、移動中、消費に係る事故以外の事故の取扱状態による分析（災害）

表 10－2 製造事業所、移動中、消費に係る事故以外の事故の取扱状態による分析（喪失・盗難）

表 11 現象別区分による分析

表 11－1 現象別区分による分析（災害）

表 11－2 現象別区分による分析（喪失・盗難）

表 12 人的被害の推移

表 13 事故等級別事故発生件数

表 13－1 事故等級別事故発生件数（災害）

表 13－2 事故等級別事故発生件数（喪失・盗難）

※上記表中、「災害」には「危険な状態」を含む。

- (2) (1) で報告を受けた事故情報の内容分析を行い、事故別（災害及び喪失・盗難）、事故区分別（製造、移動、消費）、等級別（別添 3：事故分類）、現象別（前述の「災害及び喪失・盗難」の分類（爆発、火災、噴出・漏えい、破裂・破損等、喪失・盗難、その他））ごとに取りまとめる都度、電子化し、四半期ごと（1～3 月、4～6 月、7～9 月、10～12 月）のデータを国に報告する。

※上記中、「災害」には「危険な状態」を含む。

(3) 石油コンビナート等災害防止法の特定事業所で発生した異常現象に係る事故として連絡のあった事故情報のうち、令和5年(1月から12月)に発生した事故情報の提供を国から受け、事故情報の内容分析を行い、取りまとめた上で電子化し、四半期ごと(1～3月、4～6月、7～9月、10～12月)のデータを国に報告する。とりまとめにあたっては国に相談し了解を得ること。

(4) (1) 及び (2) で得られた情報から、次の4パターン(①同一事業所で過去に類似の事故が発生、②複数事業所で類似の事故が発生、③反応暴走に起因する事故が発生、④同一事業所における複数事故等の多発)に該当するものを抽出する。

(5) (1) 及び (2) で報告する内容について、取りまとめの都度、高圧ガス事業に従事する関係者等宛てに情報発信を行う(情報発信は1000者程度を想定。)。情報発信する内容は(1)の表2以下については直近6年間分とする(令和4年以前の情報は国が提供する。)。

なお、情報発信を行う宛先の選定及び管理、並びに使用する機器等の用意は本事業を実施する者が自ら行うこととする。また、宛先の選定は国に相談し了解を得ることとする。

(6) (1) 及び (2) で報告する内容について取りまとめた高圧ガス関係事故年報(ただし、(1)の表2以下については最近20年間分とする(令和4年以前の情報は国が提供する。)。)を作成する。作成の際は、本年の事故情報に係る分析結果を理解しやすい形で記述すること。様式については、過去の本事業と同じ物とすること。

(7) 国から提供を受ける(2)のデータを毎年蓄積したデータベース(以下、「事故事例データベース」という。)について、以下の作業を実施する。

- ① (1) 、 (2) 及び (4) で得られた情報を事故事例データベースに入力すること。
- ② 事故事例データベースのデータを四半期ごとに取りまとめ、電子媒体で国に提出すること。
- ③ 平成9年以降のデータについて、特定認定完成検査実施事業者、特定認定保安検査実施事業者、認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者の認定を受けた事業所で発生した事故を抽出し、その事故を識別できる項目を設け、入力すること。

(参考)

・ 事故事例データベース

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/jikoboushi/database.html

・ 高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/files/20200804_hp_3.pdf

- (8) 国からの指示に基づき事故の関連資料の作成を行う。資料作成に当たっては、(1)～(4)で報告する内容及び国から提供を受ける事故事例データベース (Microsoft Excel 2016及び2019にも対応するもの) をもとに作成すること。
- (9) (1) から (8) までの内容を本事業の終了期限までに取りまとめ、事業報告書を作成する。

2) 高圧ガス事故の類型化調査

- (1) (1) で国から提供された事故の中から、過去数年間にわたり、同様な設備、部位、操作、ガス種等で繰り返し発生している事故や設備が異なるが同じ原因と考えられる事故を抽出・類型化し、その中から高圧ガス関係者に対し注意喚起をすべき事故3件を選択し、事故ごとに調査を行い「発生事象の概要」、「近年における発生件数」、「原因」、「注意すべき事項」等について図表、写真等を用いた報告書を作成すること。

なお、事故3件の選択にあたっては、国が選択した事故は必ず対象とするとともに、それ以外の事故についても国に相談し了解を得ること。また、報告書については、一般国民に理解しやすいように、難しい専門用語等には説明を入れるなど工夫を図り、成果の普及に適した資料 (令和3年度石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業 (石油精製プラント等の事故情報調査) 報告書)

(https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2021FY/000380.pdf) を参考に作成すること。また、報告書の内容については国に相談し了解を得ること。

- (2) (1) において作成した報告書については、7) (1) で設置する委員会にて審議し、その内容の技術的妥当性等について検討すること。
- (3) (2) で審議が終了した調査報告書は、順次、ホームページ等へ公表、又はプライバシーの保護を考慮した上で高圧ガスの事業者、学識経験者及び行政機関等へ速やかに情報発信を行うこと (情報発信は1000者程度を想定。)。
- なお、情報発信を行う宛先の選定及び管理、並びに使用する機器等の用意は入札する者が自ら行うこととする。また、宛先の選定は国に協議することとする。
- (4) (3) でメール配信を行った報告書を本事業の終了期限までに取りまとめ、事業報告書を作成する。

3) 石油精製業等の最近の事故調査

- (1) 国が提供する高圧ガス事故報告情報の中から、令和3年以降に発生した石油精製業等に対し教訓としての価値が高いと思われる事故 (15件程度) を抽出して、事故原因の調査 (現地調査を含む。) を行う。

具体的には、抽出した事故報告情報に関する「事故区分」、「事故名称」、「事故発生日時」、「事故発生場所」、「高圧ガス名」、「法令違反の有無」、「被害状況 (周

囲への影響等)」、「事故概要」、「事故原因」、「再発防止対策」、「教訓及び当該事故に関する注目すべき点」、「その他」の事項について、1 事故ごとに2～3 ページ程度で図表、写真等を用いて簡潔にまとめた報告書を作成すること。

なお、事故の選択にあたっては、国が選択した事故は必ず対象とするとともに、それ以外の事故についても、国に相談し了解を得ること。また、報告書については、一般国民に理解しやすいように、難しい専門用語等には説明を入れるなど工夫を図り、成果の普及に適した資料（令和3 年度石油・ガス供給等に係る保安対策調査等事業（石油精製プラント等の事故情報調査）報告書）

(https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2021FY/000380.pdf) を参考に作成すること。また、図表、写真の提供者及び報告書に記載された事故を起こした事業者に対し、国又は受託者が不特定多数に公開することについて了解を得ること。さらに、報告書の内容については国に相談し了解を得ること。

(2) (1) において作成した報告書については、7) (1) で設置する委員会にて審議し、その内容の技術的妥当性等について検討すること。

(3) (2) で審議が終了した調査報告書は、順次、ホームページ等へ公表、又は、プライバシーの保護を考慮した上で高圧ガスの事業者、学識経験者及び行政機関等へ速やかに情報発信を行うこと（情報発信は1 0 0 0 者程度を想定。）。

なお、情報発信を行う宛先の選定及び管理、並びに使用する機器等の用意は入札する者が自ら行うこととする。また、宛先の選定は国に協議することとする。

同時に国に対し、報告書及び報告書に掲載した事故を起こした事業者名も記入した非公開用報告書も併せてメール等で送付すること。

(4) (3) でメール配信を行った報告書を本事業の終了期限までに取りまとめ、事業報告書を作成する。また、非公開用報告書も本事業の終了期限までに取りまとめ、非公開用事業報告書を作成する。

(5) 調査・審議を行ったが、何らかの理由により実施期間中にメール配信等ができなかった報告書については、事前に国に相談の上、調査経緯を記載した資料とともに非公開用事業報告書に入れること。

4) 高圧ガス事故の報告のあり方に関する調査

(1) 高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（以下、「事故対応要領」という）の事故の定義には、爆発、火災といった事象以外に、「⑥ 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充填した容器が危険な状態となったとき。」（以下、「危険な状態」という）及び「⑦その他」が規定されている。一方、都道府県等や事業者においては、あらかじめどういった場合に「危険な状態」や「その他」の事故に該当するかが必ずしも明確ではないことから、事

業者において事故届等を遅滞なく行うことなどが困難な場合が考えられる。このため、「危険な状態」及び「その他」として扱われてきた事故について、過去30年程度の事故事例データベースから該当する事象を抽出し、これらを整理・分析した上で、今後「危険な状態」及び「その他」の事故として扱うべき事象について検討し、結果をとりまとめる。次に、事故対応要領の事故報告様式には、事故発生原因や規制対象別として「その他」を選択することができるが、これまでの報告では、相当数の事故において、「その他」が選択されている場合が多く、どのような場合が「その他」に該当するのかが必ずしも明確ではない。また、都道府県等や事業者において、発生した事故発生原因及び規制対象別を選択する際や過去に発生した事故発生原因及び規制対象別を活用する際には、「その他」ではなく、できるだけ内容が明確化した形の方が望ましい。このため、「その他」として扱われてきた事故発生原因及び規制対象別について、過去30年程度の事故事例データベースから該当する事象を抽出し、これらを整理・分析した上で、他の選択肢として扱うべきもの、あるいは、今後も「その他」の事故発生原因及び規制対象別として扱うべきものについて検討し、結果をとりまとめる。最後に、これらについて、過去3年程度の実際の高圧ガス事故の報告の中から適切な報告例及び不適切な報告例を含め、事業者等の届出等の際に参考となるようとりまとめること。なお、報告書の内容については国に相談し了解を得ること。

(2) 報告する項目及び内容については、7) (1) で設置する委員会にて審議し、その内容の妥当性等について検討すること。

(3) (2) で審議した結果を踏まえ、より効率的に、かつ正確に報告が行えるようにした電子ファイルを作成し、国へ報告書を提出すること。

5) 重大事故等の調査

(1) 国内で重大事故等が発生した際、国の指示があったとき(1年に5回程度を想定)は、次のいずれかにより調査を行う。

①指示を受けた日又は数日中に現地調査を実施し、国へ報告書を提出する。報告に当たっては、原則、現地調査当日中に調査結果の概要を報告するとともに、下記事項を含めた調査結果の詳細を、原則、現地調査後2週間以内に報告すること。また、現地調査は、原則、委員会の有識者及び受託者事務局が行うものとするが、委員会の有識者以外の有識者から選定すべき場合は、委嘱等の所要の手続を行うこと。

(調査結果の詳細報告事項)

- ・趣旨
- ・概要(調査先、調査対応者、事故発生日時、場所、事故の概要、被害の状況)
- ・事故原因、再発防止対策
- ・今後の状況(事業者の取組、自治体の取組等を含む)
- ・社会的影響の状況
- ・「高圧ガスに係る事故等」としての取扱いの考察(法令違反の有無等を含む)

- ・過去の同種の事故の発生状況（事故事例データベース等を活用）
- ・上記状況を踏まえた、高圧ガス保安法令等における今後の取扱いに係る助言

②指示を受けた後に開催する 7) (1) の委員会にて、事業者から事故概要と対策の説明を受けた後、有識者の意見を聴取し、国へ報告書を提出する。

(2) 国外で発生した重大事故または国外の規制、事故の発生状況について、国から指示があったとき（1年に1回程度を想定）は、事業者、規制当局、その他関係者に連絡し、情報収集を行い、可能であれば現地調査を実施し、国へ報告書を提出する。現地調査は、原則委員会の有識者及び受託者事務局が行うものとするが、委員会の有識者以外の有識者から選定すべき場合は、委嘱等の所要の手続を行うこと。事業者、規制当局、その他関係者は、国から情報を提供するが、入札する者が自らの有する情報により連絡することを妨げるものではない。

(3) (1) から (2) までの報告書を本事業の終了期限までに取りまとめ、事業報告書を作成する。ただし、国に提出した報告書のうち、必要と判断した個所に限る。詳細は、国に相談し了解を得ること。

6) 高圧ガス事故を題材とした視聴覚資料の整備

(1) 高圧ガス事故防止のためには、事故、トラブルを題材とした視聴覚資料を作成、広く周知することが有効と考えられるため、過去に国内で発生した事故、トラブルのうち、石油精製業等に対し教訓としての価値が高いと思われる事故、トラブルを2件抽出して、現に事故、トラブルを体験した事業者等の協力を得て、実際の映像（新たに撮影する映像の他、事故、トラブルが発生した当時のニュース映像等を含む。）、CG映像、シミュレーション結果等により事故、トラブルを再現した視聴覚資料とする（それぞれ10分程度）。

(2) (1) で作成する視聴覚資料の理解を補助するため、必要に応じ、事故、トラブルの概要や専門用語などを解説した1から2ページ程度の資料を作成すること。

(3) 視聴覚資料の対象とする事故、トラブルの抽出、作成する視聴覚資料等については、7) (2) で設置する委員会にて審議し、その内容の技術的妥当性等について検討すること。

(4) 作成した視聴覚教材の内容及び公開方法は、国と協議すること。

7) 委員会の設置・運営

(1) 3. 2) から 5) までの事業を実施するに当たって、有識者からなる委員会（委員：10名程度、委員会開催回数4回程度）を設置し、意見の聴取等を含め、事業の円滑な

進行を図ること。また、有識者の選定に当たっては、学識経験者（大学教授等）、研究者、保安管理実施者（県庁等職員）、事業者（労働者）等の中から、それぞれ候補者を選定し、国に相談し了解を得た上で決定すること。

- (2) (1) とは別に、3. 6) の事業を実施するに当たって、有識者からなる委員会（委員：13名程度、委員会開催数4回程度）を設置し、意見の聴取等を含め、事業の円滑な進行を図ること。また、有識者の選定に当たっては、学識経験者（大学教授等）、業界団体、保安団体、保安管理実施者（県庁等職員）、事業者（労働者）等の中から、それぞれ候補者を選定し、その後、国に相談し了解を得た上で決定すること。

- (3) 各委員会開催に当たっては、事前に十分な時間的余裕をもって国に相談するとともに、国の意見を十分踏まえた内容とすること。さらに、委員への資料送付も、国に相談し了解を得た後とすること。

8) 高圧ガス保安の実施状況調査

(1) 認定（完成・保安）検査実施者への保安管理システム等の調査

認定（完成・保安）検査実施者のうち、15事業所程度を対象に保安管理システムの実施、継続的改善等の観点から調査を行い、調査結果をもとに改善を要する事項及び評価できる事項について取りまとめて報告書を作成する。

以下に主な調査内容を示す。

- 1) 本社の保安にかかる基本姿勢、保安管理の実施状況及び評価
- 2) 本社の事業所及び検査管理組織に対する監査の実施状況及び有効性
- 3) 保安管理方針の理解、特定要求事項等の遵守状況及び評価
- 4) リスクアセスメント及びリスク低減策の実施状況及び評価
- 5) 保安管理目標等の達成状況及び評価
- 6) 保安管理システムの実施に不可欠な資源の用意配分の実施状況及び評価
- 7) 非定常作業にかかる実施状況及び評価
- 8) 変更管理（製造施設等の新增設等を含む）の実施状況及び評価
- 9) 社内外の保安関連情報の積極的な収集及び規程類への有効な活用状況及び評価
- 10) 機器の寿命管理及び開放検査体制に関する実施状況及び評価
- 11) 教育訓練に関する実施状況及び評価
- 12) 保安管理システムの実施状況の調査及び評価の状況、並びに監査の実施状況及びその有効性の評価
- 13) 検査組織の体制、保安検査の実施状況及び評価並びに検査管理組織の体制、検査管理の実施状況及び評価

なお、調査を実施する対象の事業者は、国が指示する。

(2) 報告書の作成

(1) で実施した調査結果について、本事業の終了期限までに取りまとめ、事業報告書を作成する。ただし、国に提出した報告書のうち、必要と判断した個所に限る。詳細

は、国に相談し了解を得ること。

4. 実施期間

委託契約締結日から令和6年3月29日まで

5. 納入物

納入物については、以下のとおりとする。

- ・調査報告書電子媒体（CD-R等） 1式

調査報告書、調査で得られた元データ、委託調査報告書公表用書誌情報（様式1）、二次利用未承諾リスト（様式2）を納入すること。

調査報告書については、PDF形式に加え、機械判読可能な形式のファイルも納入すること。

調査で得られた元データについては、機械判読可能な形式のファイルで納入することとし、特に図表・グラフ等に係るデータ（以下「EXCEL等データ」という。）については、EXCEL形式等により納入すること。

公開可能かつ二次利用可能なEXCEL等データが複数ファイルにわたる場合、1つのフォルダに格納した上で納入すること。各データのファイル名については、調査報告書の図表名と整合をとること。EXCEL等データのうち、オープンデータとして公開されるものについては、国以外の第三者の知的財産権が関与する内容を含まないものとする。

なお、様式1及び様式2はEXCEL形式とする。

- ・調査報告書電子媒体（CD-R等） 2式（公表用）

調査報告書及び様式2（該当がある場合のみ）を一つのPDFファイル（透明テキスト付）に統合したもの等を納入すること。

セキュリティ等の観点から、国と協議の上、非公開とするべき部分については、削除するなどの適切な処置を講ずること。

調査報告書は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、国以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、下記の様式2に当該箇所を記述し、提出すること。

※調査報告書電子媒体の具体的な作成方法の確認及び様式1・様式2のダウンロードは、下記URLから行うこと。

https://www.meti.go.jp/meti_lib/jyutaku/CD-sakuseihouhou.pdf

6. 納入場所

経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室

7. その他

(1) 情報管理体制

①受注者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）（別添様式1）を契約前に提出し、担当課室の同意を得ること（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること）。なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、経済産業省が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

②本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、担当課室の承認を得た場合は、この限りではない。

③①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当課室へ届出を行い、同意を得なければならない。

(2) 業務従事者の経歴

業務従事者の経歴（氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等がわかる資料）を提出すること。

(3) 履行完了後の情報の取扱い

国から提供した資料又は国が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

(4) 情報セキュリティに関する事項

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、別記1「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施すること。

(5) 会議（検討会、研究会及び委員会を含む。）を運営する場合は、別記2「会議運営について」に基づき、会議運営実績報告書を納入物とともに提出すること。

情報セキュリティに関する事項

以下の事項について遵守すること。

- 1) 受託者は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制を定めたものを含み、以下 2)～18)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、経済産業省（以下「当省」という。）の担当職員（以下「担当職員」という。）に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。
なお、報告の内容について、担当職員と受託者が協議し不十分であると認めた場合、受託者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること。
- 2) 受託者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施すること。
- 3) 受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 4) 受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 5) 受託者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受託者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却又は廃棄若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。
- 6) 受託者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当省の業務

上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

なお、当省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。

- 7) 受託者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従うこと。
- 8) 受託者は、「経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成 18・03・22 シ第 1 号）」、「経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成 18・03・24 シ第 1 号）」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和 3 年度版）」（以下「規程等」と総称する。）を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。
- 9) 受託者は、当省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。
- 10) 受託者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受託者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。
- 11) 受託者は、本業務を再委託（業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、上記 1) から 10) まで及び 12) から 18) までの措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1) の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。
- 12) 受託者は、外部公開ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を構築又は運用するプラットフォームとして、受託者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。また、ウェブサイト構築時においてはサービス開始前に、運用中においては年 1 回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。

- 13) 受託者は、ウェブサイトを構築又は運用する場合には、インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。

なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書をを用いること。

- 14) 受託者は、ウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合は、それに従うこと。

- 15) 受託者は、ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「. go. jp」を使用すること。

- 16) 受託者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施すること。

- ①各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。
- ②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。それらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。
- ③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。
- ④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事

業者へ引継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。

⑤サポート期限が切れた又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わない及びその利用を前提としないこと。
また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。

⑥電子メール送受信機能を含む場合には、SPF (Sender Policy Framework) 等のなりすましの防止策を講ずるとともに SMTP によるサーバ間通信の TLS (SSL) 化や S/MIME 等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

17) 受託者は、本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、画一的な約款や規約等への同意のみで利用可能となる外部サービス（ソーシャルメディアサービスを含む）を利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を扱ってはならず、8) に掲げる規程等に定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。なお、受託者は、委託業務を実施するに当たり、クラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」において登録されたサービスから調達することを原則とすること。

18) 受託者は、ウェブサイトの構築又はアプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。

①提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。

(a) ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。

(b) アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。

(c) 提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。

②提供するウェブサイト又はアプリケーションが脆弱性を含まないこと。

③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。

- ④電子証明書を用いた署名等、提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。
- ⑤提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOSやソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更を、OSやソフトウェア等の利用者に要求することがないように、ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。
- ⑥当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないように開発すること。ただし、必要があって当該機能をウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらが無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに掲載すること。

会議運営について

会議（検討会、研究会及び委員会を含む。）を運営する場合は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 4 年 2 月 25 日変更閣議決定）による以下会議運営の基準を満たすこととし、様式により作成した会議運営実績報告書を納入物とともに提出すること。

22-14 会議運営

(1) 品目及び判断の基準等

会議運営	【判断の基準】 ○会議の運営を含む業務の実施に当たって、次の項目に該当する場合は、該当する項目に掲げられた要件を満たすこと。 ①紙の資料を配布する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること。また、紙の資料として配布される用紙が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。 ②ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する場合は、印刷に係る判断の基準を満たすこと。 ③紙の資料及び印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。 ④会議参加者に対し、会議への参加に当たり、環境負荷低減に資する次の取組の奨励を行うこと。 ア．公共交通機関の利用 イ．クールビズ及びウォームビズ ウ．筆記具等の持参 ⑤飲料を提供する場合は、次の要件を満たすこと。 ア．ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。 イ．繰り返し利用可能な容器等を使用すること又は容器包装の返却・回収が行われること。 【配慮事項】 ①会議に供する物品については、可能な限り既存の物品を使用すること。また、新規に購入する物品が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。 ②ノートパソコン、タブレット等の端末を使用することにより紙資源の削減を行っていること。 ③自動車により資機材の搬送、参加者の送迎等を行う場合は、可能な限り、低燃費・低公害車が使用されていること。また、エコドライブに努めていること。 ④食事を提供する場合は、ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。 ⑤資機材の搬送に使用する梱包用資材については、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
------	--

- 備考
- 1 「低燃費・低公害車」とは、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示した「13-1 自動車」を対象とする。
- 2 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（令和 2 年 1 月）に基づく運転をいう。
- （参考）①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『e スタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

支出負担行為担当官
経済産業省大臣官房会計課長 殿

住 所
名 称
担 当 者 氏 名

会議運営実績報告書

契約件名：令和〇〇年度〇〇〇

会議（検討会、研究会及び委員会を含む。）の運営を営む業務の実施に当たって、次の項目に該当する場合は、該当する項目に掲げられた要件の実績を記載すること。

基 準	実 績	基準を満たせなかった理由
・紙の資料を配布する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること。また、紙の資料として配布される用紙が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。 ・ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する場合は、印刷に係る判断基準を満たすこと。 ・紙の資料及び印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。		
・会議参加者に対し、会議への参加に当たり、環境負荷低減に資する次の取組の奨励を行うこと。 ア．公共交通機関の利用 イ．クールビズ及びウォームビズ ウ．筆記具等の持参		
・飲料を提供する場合は、次の要件を満たすこと。 ア．ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装※を使用しないこと。 イ．繰り返し利用可能な容器等を使用すること又は容器包装の返却・回収が行われること。		

記載要領
１．委託契約において複数回会議を運営した場合、全会議を総合して判断すること。
２．実績については、すべての基準が満たせた場合は、「○」を記載し、基準を満たせなかった項目があった場合は、「×」を記載し基準を満たせなかった理由を記載すること。該当しない項目基準については「－」を記載すること。
※ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装とは、一般的に一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のもので、具体的には、飲料用のペットボトル、カップ、カップの蓋、ストロー、マドラー、シロップやミルクの容器等を指す。

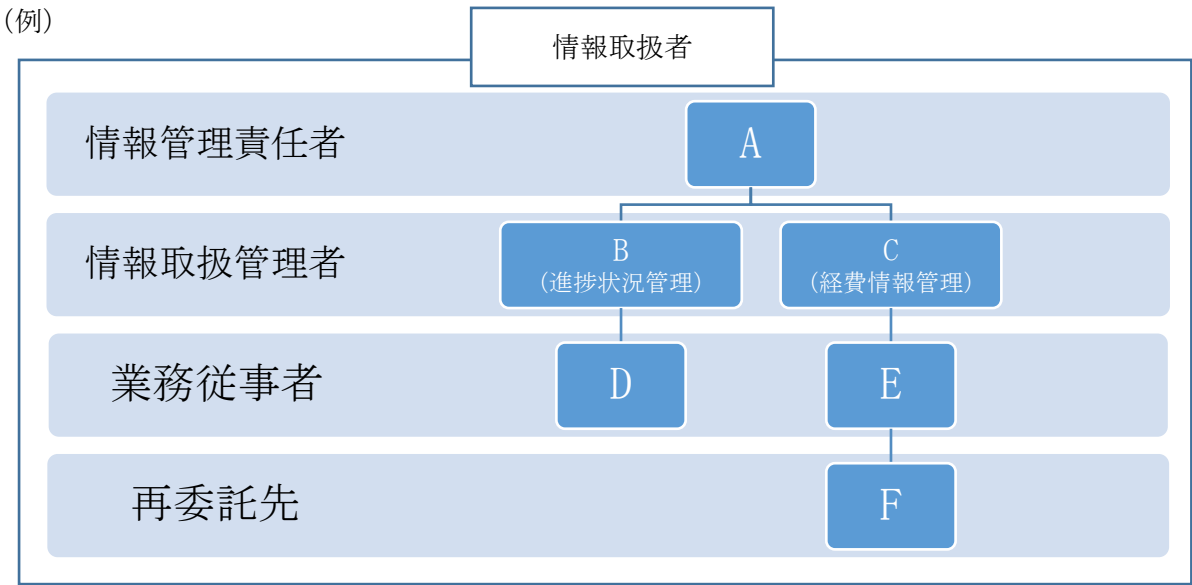
情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国 籍（※４）
情報管理責任者（※１）	A						
情報取扱管理者（※２）	B						
	C						
業務従事者（※３）	D						
	E						
再委託先	F						

- （※１）受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。
- （※２）本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- （※３）本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- （※４）日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。
- （※５）住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・ 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）
- ・ 本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。